

① 異動事由が転勤の場合
(未徴収税額は新しい勤務先で特別徴収)

市町村民税 給与支払報告書 道府県民税 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印 6 整理番号

大阪 市町村民 大阪市北区中之島1-3-20 人事課給与係 淀川 一郎

令和 〇 年 7 月 〇 日 06-6123-XXXX 200000 5

フリガナ ミナト サブロー 氏名 三郎 特別徴収税額 (年税額) 徴収済税額 (7月～10月) 未徴収税額 (11月～12月) 異動年月日

生年月日 3 月 37 日 2 月 5 日 6 月 9 日 8 月 5 日 異動の事由 1.転勤・転居 2.退職 3.死亡 4.その他 5.給与未受領 6.その他

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 大阪市港区市岡1-15-25 138,000 34,500 103,500 8 31 1 1 特別徴収継続 (本人が納付)

1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者) 大阪市大正区千島2-7-95 特別徴収指定番号 123456 大正 五郎 月割額 11,500 を 9 月分 (翌月10日納期) から徴収し、納入するよう通知済みです。 受給者番号 納入者の要否 必ず 必要 不要

2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

3 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (口印を記入してはならない場合に記入してください。)

市町村処理欄

② 異動事由が退職の場合
(未徴収税額は普通徴収に切り替え)

市町村民税 給与支払報告書 道府県民税 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印 6 整理番号

大阪 市町村民 大阪市北区中之島1-3-20 人事課給与係 淀川 一郎

令和 〇 年 11 月 1 日 06-6123-XXXX 200000 13

フリガナ ナニワ ハナコ 氏名 浪速 花子 特別徴収税額 (年税額) 徴収済税額 (7月～10月) 未徴収税額 (11月～12月) 異動年月日

生年月日 3 月 40 日 3 月 17 日 6 月 10 日 9 月 5 日 異動の事由 1.転勤・転居 2.退職 3.死亡 4.その他 5.給与未受領 6.その他

個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 大阪市浪速区数津東1-4-20 179,500 60,300 119,200 10 31 2 3 1 普通徴収 (本人が納付)

1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

3 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (口印を記入してはならない場合に記入してください。)

市町村処理欄

③ 異動事由が退職の場合
(未徴収税額は一括徴収)

市町村民税 給与支払報告書 道府県民税 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印 6 整理番号

大阪 市町村民 大阪市北区中之島1-3-20 人事課給与係 淀川 一郎

令和 〇 年 5 月 10 日 06-6123-XXXX 200000 8

フリガナ スミヨシ シロウ 氏名 住吉 四郎 特別徴収税額 (年税額) 徴収済税額 (7月～10月) 未徴収税額 (11月～12月) 異動年月日

生年月日 3 月 41 日 5 月 7 日 6 月 10 日 9 月 5 日 異動の事由 1.転勤・転居 2.退職 3.死亡 4.その他 5.給与未受領 6.その他

個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 大阪市住吉区南住吉3-15-55 120,000 40,000 80,000 9 30 2 2 1 一括徴収 (本人が納付)

1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

3 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (口印を記入してはならない場合に記入してください。)

市町村処理欄

(注) 退職者の給与支払報告書は、退職時または他の従業員等とあわせて1月31日(土日)の場合は、2月第1月曜日(日)までに、退職日現在における退職者の居住する市町村に提出してください。

給与支払報告書の提出

税額の通知

税額の徴収・納入

退職や転勤の手続き

特別徴収への切替手続き

税額変更の通知

所在地変更の手続き

退職手当の特別徴収

記載方法・各種様式

- 16 -

大阪市長 あて		令和 0 年 6 月 8 日
特 別 徴 収 義 務 者 (給 与 支 払 者)		
郵便番号	5 3 0 - X X X X	特別徴収義務者 指定番号 200000
所 在 地 (住 所)	大阪市北区中之島1-3-20	
フリガナ	〇〇ショウジカブシキガイシャ	
名 (氏) 称	〇〇商事 株式会社	
法人番号 (個人番号は記載不要)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
連絡先	所属 人事課給与係	氏名 淀川 一郎 電話 06-6123-XXXX
◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。 ◎変更する事項のみ記入してください。 ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。 ◎郵送を避けるため、フリガナを必ず記入してください。		
変更年月日		令和 0 年 6 月 8 日
変 更 前	郵便番号	5 3 0 - X X X X 電話番号 06-6123-XXXX
	所 在 地 (住 所)	大阪市北区扇町2-1-27
	フリガナ	〇〇サンギョウカブシキガイシャ
	名 (氏) 称	〇〇産業 株式会社
変 更 後	郵便番号	5 3 0 - X X X X 電話番号 06-6123-XXXX
	所 在 地 (住 所)	大阪市北区中之島1-3-20
	フリガナ	〇〇ショウジカブシキガイシャ
	名 (氏) 称	〇〇商事 株式会社
◎特別徴収に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合は、下記の欄に送付先の名称・所在地を記入してください。		
送付先	郵便番号 名称 (氏名) 所在地 (住所)	
変 更 理 由	(1) 名称変更 ☒ 番号を記入 1: 社名変更 2: 法人成り・個人事業主変更 3: 新法人の設立 4: 分割による変更 5: 合併等による変更 (旧社名の法人は登記上存続し、社名変更) 6: 合併等による変更 (旧社名の法人は登記上解散し、合併された) ※ 下欄に記載してください	
	名称 (氏名) 特別徴収義務者 指定番号	
	合併・吸収・分割後の名称及び特別徴収義務者指定番号を記入してください。 合併・吸収・分割後の指定番号について、1～2の中から選んでください。 番号を記入 1: 合併・吸収・分割先の指定番号を使用する。 (注) 旧社名の特別徴収義務者番号を継続して使用することはできません。 2: 新規に指定番号を取得する。	
	(2) 所在地変更 ☒ 番号を記入 1: 事務所が移転 (本店登記変更あり) 2: 事務所が移転 (本店登記変更なし) 3: 送付先変更	
(3) その他 ☐ 番号を記入 1: 特別徴収事務の一本化 2: 解散・廃業 3: 休業 4: その他		
【※】印が付いている項目については、指定番号を継続して使用することができません。 別途、給与所得者異動届出書の提出が必要です。 (注) この変更届出書を提出されても、法人市民税等に係る異動届出書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。		

2 各種様式

次のページ以降に、各種様式を掲載していますので、A4 サイズの用紙に複写してご利用ください。

なお、大阪市ホームページには、それぞれの様式をエクセルと PDF で掲載しています。

書面により提出される場合は、機械処理により記載内容を読み取りますので、次の点にご留意・ご協力願います。

- ・できるだけエクセル様式のご利用に協力をお願いします(必要事項を入力して印刷できます)。
- ・各記載欄に記載内容が収まるよう、また、異なる記載欄に記載しないようご注意ください。

(注) 給与支払者の名称・所在地などの記載欄にゴム印を使用される場合は特にご注意ください。

《各種届出書等様式掲載ページ》

- 給与所得者異動届出書 P.18
- 特別徴収切替届出(依頼)書 P.19
- 退職所得に係る個人市民税・個人府民税納入申告書(個人事業主用) P.20
- 退職手当等に係る市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書 P.21
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 P.22

(注) 納期の特例に関する承認申請書の様式は、大阪市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

《各種届出書等様式ダウンロード》

大阪市トップページ → くらし → 各種メニュー 税 → 市税について → 個人市民税 → 個人市・府民税・森林環境税に関する申告書・届出書等ダウンロード

大阪市 個人市民税 ダウンロード **検索**



個人市・府民税・森林環境税の特別徴収手続きには裏表紙をご確認のうえ、電子申告・電子納税をご利用ください。